

## 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年7月4日

収支等命令者  
佐賀県立佐賀城本丸歴史館  
統括副館長 徳島 都昭

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀城本丸御殿跡調査研究事業に伴う自然科学分析業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 業務委託仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 佐賀県佐賀市城内二丁目 地内  
及び受託者作業所

### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (3) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (4) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、審査規則第2条第1項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、公告に掲載している審査規則による入札参加資格の決定を受けている者を除く。
- (5) 過去5年以内に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と埋蔵文化財調査に伴う自然科学分析（仕様書第11条（5）業務内容のうち、①から⑧のいずれかの業務及び⑨の業務を含むもの）に関する契約を複

数回にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。ただし、公益財団法人との契約実績は含まない。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、令和7年7月14日（月）午後5時15分までに（2）の担当課までに持参又は郵送（令和7年7月14日（月）午後5時15分までに担当課へ必着）すること。期限までに提出しない者又は競争資格がない者は入札に参加することができない。

提出した資料について説明を求められた場合は、これに応じること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

#### (1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

- ①入札参加資格確認申請書（様式1）※両面印刷
- ②営業概要書（様式2）
- ③同種業務の履行実績調書（様式3）

同種業務とは、仕様書第11条（5）業務内容のうち、①から⑧のいずれかの業務及び⑨の業務を含むものとします。

- ④業務管理者調書（様式4）

#### (2) 担当課

郵便番号 840-0041 佐賀県佐賀市城内二丁目18番1号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 企画学芸課 学芸担当

電話 0952-41-7550

E-mail rekishikan@pref.saga.lg.jp

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月18日（金）までに通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、事実を知り得た日から5日（休日を含まない）以内に説明請求書（様式5）により、当該理由について説明を求めることができる。

## 5 入札書の提出場所等

### （1）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3（2）の担当課と同じ

### （2）入札関係書類の交付方法

令和7年7月4日（金）から7月28日（月）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後17時までの間、上記3（2）において交付する（ただし、5（4）アまでとする）。また、佐賀県のホームページからも入手できる。

### （3）入札説明会

実施しない。

なお、事前に業務対象地を下見等する場合は、佐賀城公園利用者や近隣住民等に十分配慮すること。

### （4）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年7月28日（月）14：00～

イ 場 所 佐賀県立佐賀城本丸歴史館 会議室

## 6 入札方法等

### （1）入札の方法

入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

入札書を郵送する場合は簡易書留とし、令和7年7月28日（月曜日）12時までに3

（2）の担当課に必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しない。

また、封筒には「佐賀城本丸御殿跡調査研究事業に伴う自然科学分析業務委託入札書 在中」と朱書きすること。

代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式7）を提出すること。

### （2）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

### （3）入札の撤回

入札者又はその代理人は、提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

#### (4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」(様式8)を提出するものとする。

なお、入札を辞退することによって、以降不利益な扱いを受けることはない。

#### (6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は入札を延期することがある。

#### (7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(4)の要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95号(錯誤)により取り消すことが認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ アからコまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

#### (8) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

#### (9) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上

あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。  
この場合、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度とする）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札を辞退したものとみなす。

エ 再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を締結する。

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積もる金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録額面と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行若しくは確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行若しくは確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、券面金額を一般市場における手形の割引率によって引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債券証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の全部を免除し、又は減額する。

(ア) 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積額の100分の5以上）を締結し、当該契約に係る保険証券を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体（以下、「国、地方公共団体等」という。）との間において、本業務と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場

合

【ウ（イ）の定義について】

○「国・地方公共団体等」…国・地方自治体の他、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社も含む。

○「同種」の契約…仕様書第 1 1 条（5）業務内容のうち、①から⑧のいずれかの業務及び⑨の業務を含むものとする。

○「過去 2 年間」…入札参加資格申請の提出期限日を基準として、令和 5 年 7 月 15 日から令和 7 年 7 月 14 日の間に履行期限を迎えたものとする。

なお、免除を希望する場合は、入札参加資格確認申請書とともに、契約書、仕様書、完了認定通知の写し等、上記のことが確認できる書類を同種の業務の履行実績証明書を提出すること。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、(1) のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次のいずれかに掲げる場合は、契約保証金の全部を免除し、又は減額する。

(ア) 佐賀県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、当該契約に係る保険証券を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該業務と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を定積に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合

※「国・地方公共団体等」「同種」「同規模」「過去 2 年間」に定義は、(1) 入札保証金のウ（イ）と同様とする。

8 業務内容等に対する質問等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、「質問書」（様式 9）により行うこと。

(1) 質問書提出期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）から 7 月 15 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

(2) 質問書提出方法

質問内容を記入し、以下の問い合わせ先に持参又は電子メールによる。(電子メールの場合は電話にて到着の確認を行うこと。)

(3) 回答期限

令和7年7月18日(金)

## 9 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結するにあたり、契約書の作成が必要である。

(3) 委託料については業務完了後、適正な請求書を受理してから30日以内に支払う。

## 10 問合せ先

3(2)の担当課と同じ